



平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 オーテック
代表者名 代表取締役社長 神馬 貢一郎
(コード: 1736、JASDAQ)
問合せ先 常務取締役管理本部長 市原 伸一
(TEL. 03-3699-0411)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 28 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日に開催予定の第 68 回定時株主総会での承認を条件として、「監査等委員会設置会社への移行」及び「定款の一部変更」を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

社外取締役が過半数を占める監査等委員会の設置により、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、職務執行に対する監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るとともに、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現することを目的としております。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 68 回定時株主総会において、移行に必要な定款の一部変更についてご承認をいただき、同定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行並びに監査役及び監査役会に関する規定の変更・削除。
- ② 取締役会の決議をもって、重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる規定の新設。

③ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、賠償責任を限定する契約を締結することができる規定の新設。

④ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 6 月 28 日

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 1. 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 17 条 1. 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 当社の<u>監査等委員である取締役</u>は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 1. 取締役(<u>監査等委員である取締</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 1. 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 1. 取締役会の招集通知は、会日の</p>	<p><u>役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 1. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 1. 取締役会の招集通知は、会日の</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 1. 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役又は支配人その他使用人であるものを除く。)</u>と</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第27条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>の間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>監査等委員会</u>)</p> <p><u>第28条</u> <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p><u>第29条</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第30条</u> 1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p><u>第31条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款によるほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p><u>第28条</u> 1. <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第29条</u> 1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第30条</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条</u> 1. <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第32条</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議</u> <u>によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第34条 当社は、会社法第427条第1項の</u> <u>規定により、社外監査役との間に、任</u> <u>務を怠ったことによる損害賠償責任</u> <u>を限定する契約を締結することがで</u> <u>きる。ただし、当該契約に基づく責任</u> <u>の限度額は、法令が規定する額とす</u> <u>る。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第35条～第38条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第32条～第35条</u> (現行どおり)</p>